

公園内発生物「伐採木」収集・搬出申請書

令和 年 月 日
日光だいや川公園管理事務所

公園内発生物を利用したいので、許可条件に同意の上申請いたします。

住 所					
氏 名					
携帯電話番号					
搬 出 物 及 び 量	伐採木 (台・袋)	搬 出 日 時	令和 年 月 日 時 分～		
使用目的及び 使 用 場 所	薪ストーブ その他 ()	受付者	通行ステッカー 枚	返却確認者	

申請者に関する個人情報当事者のみに使用することとし、公園管理事務所が責任をもって管理いたします。

公園内発生物「伐採木」収集・搬出許可証

令和 年 月 日

様

日光だいや川公園管理事務所長

申請のあった発生物及び数量について搬出を許可いたします。

使用・搬出にあたっては、下記条件を遵守すること。

【許可条件】

- 1 栃木県都市公園条例の行為制限(特に園内での火気使用禁止)を遵守すること。
- 2 園内を運搬走行する場合は、管理事務所でも園内通行許可ステッカーを貸し出します。
利用後は管理事務所にステッカーを返却すること。
- 3 園内の走行については、制限速度(時速20km)を遵守し、来園者・公園スタッフ・管理車両などに十分注意すること。また、園路は歩行者が優先となるので、歩行者の進路を遮らないようにするとともに、警笛は緊急時以外はむやみに発しないこと。
- 4 管理事務所から集積所までの区間以外の園路の通行は禁止。
- 5 作業に必要な道具(作業機械等)は全て申請者が用意すること。
- 6 作業を行う際は、自身及び来園者の安全確保に十分留意するとともに、来園者が迷惑となるような行為は避けること。
- 7 許可を受けた発生物だけを搬出すること。また他者が収集中の場合は、お互いに安全等に配慮すること。
- 8 整然と積み置きしている発生物は、作業終了後、乱さないように注意すること。
- 9 トラック等での運搬時には、ロープ又はシートをかけるなど、運搬物が落下もしくは飛散しないよう配慮すること。
- 10 作業中の事故(立木や工作物など公園施設の破損など)については、申請者の責任において復旧すること。
- 11 万が一、来園者と交通事故等のトラブルが発生した場合は、当事者間で解決するものし、公園側では一切の責任を負わないものとする。
- 12 作業中に来園者とのトラブルや事故が発生した場合には、速やかに管理事務所に連絡すること。
- 13 搬出物は申請者が責任をもって使用し、不法投棄しないこと。
- 14 搬出した物を販売する等の営利目的には使用しないこと。
- 15 その他、上記以外の事については管理事務所及び公園スタッフの指示に従うこと。